第十六条の十二第三項を同条第十項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の六項を加える。

4　令第六条の十四第一項第一号イに規定する総務省令、財務省令で定めるものは、上場法人（令第六条の九第一項第一号に掲げる法人をいう。以下この項において同じ。）と法人等（法人又は組合等をいう。以下第七項までにおいて同じ。）との間に次に掲げる関係がある場合における当該法人等（当該法人等が組合等に該当する場合には、当該組合等に係る特定組合員等とし、令第六条の九第一項第二号に掲げる法人を除く。）とする。

一　当該上場法人等による当該法人等に対する直接又は間接の支配関係に準ずる関係

二　同一の法人等による当該上場法人及び当該法人等に対する直接又は間接の支配関係に準ずる関係

5　前項各号に規定する直接又は間接の支配関係に準ずる関係とは、一方の法人等と他方の法人等との間に当該他方の法人等が次に掲げる法人等に該当する関係がある場合における当該関係をいう。

一　当該一方の法人等による他の法人等に対する支配関係に準ずる関係がある場合における当該他の法人等

二　前号に掲げる法人等又は当該一方の法人等及び同号に掲げる法人等による他の法人等に対する支配関係に準ずる関係がある場合における当該他の法人等

三　前号に掲げる法人等又は当該一方の法人等及び前二号に掲げる法人等による他の法人等に対する支配関係に準ずる関係がある場合における当該他の法人等

6　前項各号に規定する他の法人等に対する支配関係に準ずる関係がある場合とは、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合をいう。

一　次に掲げる当該他の法人等の区分に応じそれぞれ次に定めるものを有する場合（組合（法第十条の五第八項第六号イに掲げる組合をいう。以下この項において同じ。）にあつては当該組合の組合財産として有する場合とし、準組合（組合に準ずる事業体をいう。以下この項において同じ。）にあつては当該準組合の準組合財産（組合の組合財産に準ずるものをいう。以下この項において同じ。）として有する場合とし、信託にあつては当該信託の信託財産として有する場合とする。）

イ　他の法人　当該他の法人の発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資

ロ　他の組合　当該他の組合の組合財産に対する持分の割合が百分の五十を超える場合における当該持分

ハ　他の準組合　当該他の準組合の準組合財産に対する持分の割合が百分の五十を超える場合における当該持分

ニ　他の信託　当該他の信託の受益権の総額の百分の五十を超える金額の受益権

二　次に掲げる当該他の法人等の区分に応じそれぞれ次に定める議決権の総数の百分の五十を超える数を有する場合（組合にあつては当該組合の組合財産として株式等（イに掲げる他の法人の株式若しくは出資、ロに掲げる他の組合の組合財産に対する持分、ハに掲げる他の準組合の準組合財産に対する持分又はニに掲げる他の信託の受益権をいう。以下この号において同じ。）を有することにより当該株式等に係る議決権を有する場合とし、準組合にあつては当該準組合の準組合財産として株式等を有することにより当該株式等に係る議決権を有する場合とし、信託にあつては当該信託の信託財産として株式等を有することにより当該株式等に係る議決権を有する場合とする。）

イ　他の法人　当該他の法人の議決権の総数（当該議決権を行使することができない法人税法第二条第十四号に規定する株主等が有する当該議決権の数を除く。）

ロ　他の組合　当該他の組合の組合員の議決権の総数（当該議決権を行使することができない組合員が有する当該議決権の数を除く。）

ハ　他の準組合　当該他の準組合の準組合員（組合の組合員に準ずる者をいう。ハにおいて同じ。）の議決権の総数（当該議決権を行使することができない準組合員が有する当該議決権の数を除く。）

ニ　他の信託　当該他の信託の受益者の議決権の総数（当該議決権を行使することができない受益者が有する当該議決権の数を除く。）

7　令第六条の十四第一項第一号ロに規定する総務省令、財務省令で定めるものは、上場組合等（同号に規定する上場組合等をいう。以下この項において同じ。）と法人等との間に次に掲げる関係がある場合における当該法人等（当該法人等が組合等に該当する場合には、当該組合等に係る特定組合員等）とする。

一　当該上場組合等による当該法人等に対する直接又は間接の支配関係に準ずる関係

二　同一の法人等による当該上場組合等及び当該法人等に対する直接又は間接の支配関係に準ずる関係

8　前項各号に規定する直接又は間接の支配関係に準ずる関係があるかどうかの判定については、第五項及び第六項の規定を準用する。

9　令第六条の十四第一項第二号に規定する総務省令、財務省令で定めるところにより計算した金額は、判定期間（その年の一月一日から十二月三十一日までのいずれかの日において終了する九十日の期間をいう。以下この項及び次項第一号ヲにおいて同じ。）ごとに、各判定期間内の日における同条第一項第二号の特定取引に係る特定取引契約資産額の合計額を九十で除してそれぞれ計算した金額とする。

第十六条の十二第一項中「第六条の十四第一項」を「第六条の十四第一項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第六条の十四第一項第一号に規定する組合等として総務省令、財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　その法第十条の五第八項第六号イに規定する組合契約に基づく権利が外国金融商品市場（金融商品取引法第二条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。第三号において同じ。）において売買されている法第十条の五第八項第六号イに掲げる組合

二　前号に掲げる組合に準ずる事業体

三　その受益権が外国金融商品市場において売買されている法第十条の五第八項第六号ハに掲げる信託

第十六条の十三の見出し中「記録」を「報告金融機関等による記録」に改め、同条第二項第一号ニ中「の規定において準用する同条第六項」を「において準用する同条第六項の規定により同条第一項の規定による届出書の提出若しくは同条第三項」に改め、同項第二号イ中「第十一項」の下に「の規定により法第十条の五第一項の規定による届出書の提出又は同条第三項」を加え、同号イ(2)中「第十条の五第二項」を「第十条の五第二項各号」に改め、同号イ(4)中「、当該」を「、これらの」に改め、同号ロに次のように加える。

(6)　当該特定が行われ、又は行われなかつた特定取引を行つた者が法第十条の五第二項第二号に掲げる者である場合には、その旨

第十六条の十三第二項第四号イ中「の規定」を「の規定により同条第三項の規定」に改め、同号ロに次のように加える。

(7)　当該特定が行われ、又は行われなかつた特定取引を行つた者が法第十条の五第二項第二号に掲げる者である場合には、その旨

第十六条の十三第三項第二号中「へに」を「トに」に改める。

第十六条の十五第二項中「別表の十七の項又は三十八の項」を「別表の二十五の項又は五十七の項」に改め、同条を第十六条の二十二とする。

第十六条の十四中「第十条の九第二項」を「第十条の十三第二項」に改め、同条を第十六条の二十一とする。